

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 26 年 6 月 13 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所 鳥取県米子市新開5丁目1番13号

氏 名 大和ハウス工業株式会社 山陰支店

支店長 大谷 茂

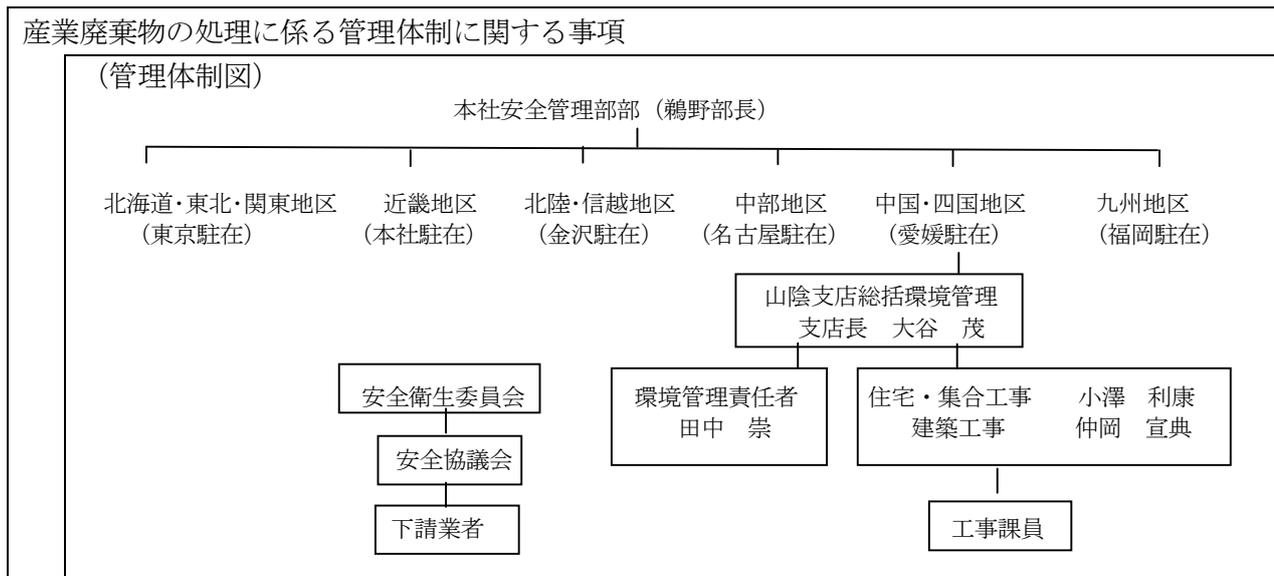
電話番号 0859-34-2261

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 山陰支店
事業場の所在地	鳥取県米子市新開5丁目1番13号
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業				
②事業の規模	<table border="0"> <tr> <td>昨年度元請完成工事高</td> <td>解体工事請負高</td> </tr> <tr> <td>370,455万円</td> <td>3,345万円</td> </tr> </table>	昨年度元請完成工事高	解体工事請負高	370,455万円	3,345万円
昨年度元請完成工事高	解体工事請負高				
370,455万円	3,345万円				
③従業員数	92人(パート12人含む)				
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理業者に委託 → 燃料として再資源化 ・再生できないものは最終処分委託 → 埋立 <p>金属くず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理業者に委託 → 鋼材として再資源化 <p>石膏ボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理業者に委託 → 石膏原材料として再資源化 <p>がれき類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理業者に委託 → 再生骨材として再資源化 				



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (平成 25 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙の通り
	排出量	2,595.212 t	1,504.1895 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙の通り
	排出量	2,500 t	1,335 t
	(今後実施する予定の取組) ・ダンボール、金属くずは有価物として再生利用業者に無償譲渡。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・全ての産業廃棄物は分別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も全種類分別していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	4,099.4015 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	32.39 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,067.0115 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて契約を実施。 ・委託業者の施設は、本社環境部より定期的に訪問し、書類の扱い・保管状況を確認。施設もチェックしている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	3,835 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	57 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3,778 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ダンボール、金属くずは有価物として再生利用業者に無償譲渡。 ・今後もがれき (コンクリート・アスファルト)・木くずは再生100%		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

